

平成29年6月提出期限である

様式第11号 労働者派遣事業報告書(年度報告)(6月1日現在の状況報告)について、お問い合わせが多く寄せられた事項及び注意事項

<各面共通>

○報告対象期間について教えてください

→5月31日までに決算期間末日が到来した直近の決算期間中の実績と、今年の6月1日の実績が対象です。

○旧特定労働者派遣事業から許可制へ切り替えた事業所については、旧特定労働者派遣事業として(廃止年月日まで)の報告と、許可制に切り替わった新しい労働者派遣事業としての報告と、それぞれ必要になります。

○平成28年6月以降に新規許可を受けた事業所(旧特定労働者派遣事業から許可制への切り替えも含む)については、許可日から決算期間末日までが対象ですが、許可日以後の最初の5月31日までに決算期間末日が来ていない場合は、平成29年6月1日現在の状況報告(第1面、第6面、第7面)のみ記載してください。(用紙は、第1面から第7面まで全て提出してください。)

○実績がないのですが、報告は必要ですか

→第1面、第2面(1)①、(3)①、②、第5面(9)①の記載は必要です。

また、第1面備考欄に「労働者派遣事業実績なし」と必ず記載してください。

それ以外の項目は斜線を引いてください。

※大阪労働局のホームページの事業報告書等記載例に実績がない場合の様式第11号を掲載しておりますのでご活用ください。

ホーム>各種法令・制度・手続き>労働者派遣事業関係>労働者派遣事業について>労働者派遣事業報告書・労働者派遣事業収支決算書・関係派遣先派遣割合報告書

○第1面から第7面の各項目において、該当がない場合は空欄でもよいですか

→記入漏れでないことを明確にするため、斜線を引いてください。

○第3面、第4面の「派遣料金」「派遣労働者の賃金」は、月給や時給ではなく、1日8時間当たりの金額を記載してください。

○第3面、第4面、第6面を記載するときに、派遣労働者の職務内容がどの職務内容に該当するか分かりません。

→総務省編 最新の日本標準職業分類(中分類)を参照してください。

<第1面>

○許可番号、事業所枝番号、許可年月日欄について、旧特定労働者派遣事業所においては、何も記載せず、14欄に届出年月日及び届出受理番号を記載してください。

○4欄及び5欄が1欄及び2欄と同じ場合は、記載を省略せずにそれぞれの欄に「上記1欄と同じ」、「上記2欄と同じ」と記載してください。

○7欄 産業分類番号がどれに該当するか分かりません

→総務省編 最新の日本標準産業分類（細分類 4ケタ）を参照してください。

<第2面>

○(6) 雇用安定措置（法第30条）の措置の実績について、(旧) 特定派遣事業者でも措置は必要ですか

→いわゆる正社員等の無期雇用派遣労働者については、措置対象外ですが、反復して更新を行う場合を含めて雇用期間を定めている有期雇用派遣労働者については措置が必要です。

<第4面>

○(8) マージン率等の情報提供の状況について、平成24年10月の派遣法改正により、派遣元事業主にマージン率等の情報提供が義務付けられております。

実施されている情報提供の状況について、報告してください。

マージン率はインターネットの利用を原則としています。

<第5面>

○(9) ②キャリア・コンサルティングの実施状況についての記載方法を教えてほしい

→「全派遣労働者数」は、派遣労働者の実人数を記載し、その内数として、キャリア・コンサルティングを希望した実人数、さらにその内数として、キャリア・コンサルティングを実施した実人数を記載してください。

○(9) ③キャリアアップに資する教育訓練について、「フルタイム（1年以上雇用見込み）」「短時間勤務（1年以上雇用見込み）」「1年未満雇用見込み」ごとに別葉で記載する必要はありますか

→「フルタイム（1年以上雇用見込み）」「短時間勤務（1年以上雇用見込み）」「1年未満雇用見込み」ごとに別葉で記載してください。

○(9) ③訓練の内容等の欄には、実施の有無にかかわらず、計画している教育訓練（労働者派遣法で求められているキャリアアップ措置の要件を満たしているもの）をもれなく記載してください。

<第6面>

- 1 派遣労働者の実人数 ①-2 業務別派遣労働者の実人数の「うち物の製造の業務」
(特定製造業務に限る)に従事した者の数は、内数を記載してください。

<第7面>

- 3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況
- ・6月1日現在に派遣していた派遣労働者(第6面Ⅱ1①の派遣労働者計)について、
保険の種類ごとに適用されている者の実人数を記載してください。